

独立行政法人労働政策研究・研修機構の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性の概要

独立行政法人労働政策研究・研修機構は、組織・業務全般の見直し当初案を本年8月16日の労働部会、同月31日の総会での御審議を経て9月30日に総務省に提出いたしました。

この度、12月9日付けで政策評価・独立行政法人評価委員会から本法人に対する標記の「勧告の方向性」が示されました。勧告の方向性の主なものは次のとおりです。

1 勧告の方向性の主なもの

調査研究の重点化

調査研究成果の労働政策への反映状況については、調査研究成果が、どの程度労働政策に寄与したかは明らかにされていないとして、分かりやすい指標を新たに設定し、その結果を国民に公表すべきと勧告されました。

また、調査研究成果の普及状況については、調査研究成果がどの程度の普及に結び付いたかまでは、把握・分析できていないとして、調査研究成果ごとの普及状況を客観的に把握するための指標を新たに設定し、その結果を国民に公表すべきと勧告されました。

さらに、あらかじめ調査研究テーマごとに具体的な利用目的や上記指標に係る数値目標を設定し、外部評価委員会により厳格に評価することで、労働政策の企画・立案に直接貢献する調査研究に一層重点化し、業務の縮減を図っていくべきと勧告されました。

調査員の在り方の見直し

調査員の在り方については、機構に多数の調査員を置いて業務を実施させる意義が分かりにくいとして、調査員の位置付けを改めて検証し、調査員の担う業務は真に必要なものに厳選し、併せて要員についても適正規模に縮減すべきと勧告されました。

業務運営体制の見直し

機構の業務運営体制については、専任職員がいない「課」を設けている例等がみられるなど、効率的な業務運営体制となっていないとして、組織の再編と併せて、職員構成を含め業務量に見合った運営体制の見直しを行うべきと勧告されました。